

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和○年○月から様々な建築工事現場において内装工事作業に従事した後、平成○年○月○日から同年○月○日までの間、A会社に雇用され、B所在のC会社を元請とする住宅改築工事において大工として作業に従事していた。
- 2 請求人によれば、内装工事作業で丸鋸、スクリュードライバー、切断機等の振動工具を使用していたため、平成○年頃には左手指のしびれが生じ、平成○年○月頃からは冷え、平成○年○月頃からはこわばりを感じるようになり、平成○年○月頃にはレイノー現象を自覚したという。その後、請求人は、平成○年○月○日、D医院に受診し「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し本件疾病と診断されたものであるが、振動障害の業務上外の判断については、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 振動業務に従事した期間について、請求人は、昭和〇年から平成〇年の長期間にわたり、複数の事業場を転々とし、丸鋸、電気ドリル、電気カンナ、スクリュードライバー等の振動工具を使用する業務に従事していた旨述べている。同期間中において、振動工具を使用した期間が特定できないものや、労働者としての従事期間と請負としての従事期間が不明であるものが含まれていることなどのため、請求人が振動業務に従事した期間は必ずしも明確ではないものの、請求人の申述によれば、振動業務に相当期間（1年又はこれを超える期間）従事していたことは推認することができる。

(3) 次に、「手指、前腕等の末梢循環障害」、「手指、前腕等の末梢神経障害」及び「手指、前腕等の骨、関節、筋肉、腱等の異常による運動機能障害」（以下「3障害」という。）について検討する。

ア 末梢循環障害について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断票（以下「D医院診断票」という。）において、末梢循環障害が「著明に認められる」と所見しているが、監督署長から請求人の基礎疾患等（強皮症等）との鑑別診断を依頼されたF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書（以下「G

病院意見書」という。)において、「検査所見からは末梢循環障害は高度存在すると考えるが、拇指も異常値であり、手指全体の強皮症による循環障害と考える。」と述べていることに照らせば、決定書理由に説示のとおり、請求人の末梢循環障害は、請求人の基礎疾患である強皮症を原因とするものであり、振動障害を原因とするものとは認められない。

イ 末梢神経障害について、E医師は、D医院診断票において、末梢神経障害が「著明に認められる」と所見しているが、F医師は、G病院意見書において、「末梢神経伝導速度は、両側尺骨神経、両側正中神経とも正常であった。客観的検査所見からは正常域であり、末梢神経障害は存在しないと考える。」と述べていることに照らせば、決定書理由に説示のとおり、請求人に末梢神経障害は認められない。

ウ 運動機能障害について、E医師は、D医院診断票において、「認められる」と所見しているが、F医師は、G病院意見書において、「右握力やつまみ力の低下がみられたがタッピング検査は正常であった。変形性頸椎症は存在するが、頸椎の変化が運動機能障害に影響するほどの変化はない。X線検査において両側手関節症、両側CM関節症は軽度存在する。運動障害の右握力の低下は、強皮症による皮膚硬化からの可動域制限により握力低下が起こったものとする。」と述べていることに照らせば、決定書理由に説示のとおり、請求人の運動機能障害は、請求人の基礎疾患である強皮症を原因とするものであり、振動障害を原因とするものとは認められない。

エ したがって、請求人の本件疾病は、認定基準の要件とされる「3障害の全てが認められるか、又は、そのいずれかが顕著に認められる疾病」とは認められない。

(4) レイノー現象の有無について、請求人は、「初めて自覚したのは、平成〇年〇月頃の午前中でした。左手の中指と薬指、右手の中指の第2関節から指先にかけて30分くらい白くなりました。それ以降、冬の寒い日の朝に、年に〇回程度、両手指の指先が白くなります。」と述べており、F医師は、G病院意見書において、レイノー現象は、検査中に請求人が持参した写真とほぼ同様に出現した旨述べている。

しかし、同医師は、末梢循環障害が拇指にも存在することから強皮症による手指及び手掌全体の末梢循環障害と判断しており、請求人の基礎疾患である強

皮症の血管障害の病態としてレイノー現象があることから、決定書理由に説示のとおり、請求人に出現したレイノー現象は、請求人の基礎疾患である強皮症を原因とするものと判断されるので、振動障害を原因とするものとは認められない。

- (5) 請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会受付の意見書において、「H医院の先生が、何年か前に私の皮膚を取って医科大学で検査してくれました。結果は、私の肺や腸、内臓は強皮症の心配はないから大丈夫ですと言われました。(中略)強皮症の症状は腕も硬くなるそうですが、私の腕は硬くもなりません。右腕の症状(写真)を送ります。よろしく御願います。」と述べて、本件疾病は強皮症によるものではない旨主張する。

しかし、請求人は、平成〇年〇月にH医院において、強皮症と診断されており、平成〇年〇月〇日、労働基準監督署受付の同医院の意見書に添付された特殊検査報告書においても、請求人に強皮症の診断基準とされる抗セントロメア抗体陽性(+)が認められることからすれば、本件疾病は、請求人の基礎疾患である強皮症を原因とするものであると考えざるを得ないものである。

- (6) 以上みたとおり、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たさず、業務上の事由による疾病とは認められないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。よって、主文のとおり裁決する。